

# 博士論文審査要旨

## 論文審査担当者

主査 明星大学 教授 高島 秀樹  
副査 明星大学 教授 佐々井利夫  
副査 明星大学 教授 元治 恵子  
副査 九州大学 名誉教授・  
放送大学 名誉教授 住田 正樹

申請者氏名 大池 美也子 (14SK1001)

論文題目 看護教育の高等教育化時代における看護教員のライフストーリー研究

1952(昭和 27)年に始まった看護教育の高等教育化傾向 —看護師養成教育を 4 年制大学、さらに大学院で実施する傾向— は近年きわめて顕著になってきており、2014(平成 26)年現在学部 234 校、大学院 152 校となっているという統計がある。このような傾向は当然高等教育機関における看護教員の需要の増大を生み、多様な経歴を持つ教員が大学教員として参入してきているという状況が存在する。このような現代的状況をふまえて、本論文の研究主題「看護教員のライフストーリー研究」が設定されている。この研究主題についての本論文の具体的・直接的な研究目的は「看護教育の高等教育化時代における看護教員が、看護教員として形成していく過程とその特徴を明らかにすること」と設定されているが、看護教員の形成過程を明らかにすることは「社会化」、特に「職業的社会化」の過程を明らかにすることであり、教育社会学の基本的な概念を活用した研究と位置づけることができる。さらに、看護教員の形成過程を明らかにすることを通して「次世代の看護教員の育成に貢献していく」という実践的な研究目的が設定されているが、この目的設定からは本研究が単なる研究の域にとどまることなく、看護教育に対する寄与を志す教育実践研究としての意味も持つ研究であると位置づけることができる。本研究の研究方法としては、最も基本的には質的研究法が採用されており、その中でも研究対象者に対するインタビューによって必要な情報を収集し、そのライフストーリーを構造化して把握するという「ライフストーリー法」を用いているが、この研究方法については本研究の主題・目的に適した研究方法が選択されているといえる。本研究の研究主題、研究目的の設定は時宜にかなった適切なものであり、看護教員のライフストーリーを明らかにすることは研究上の意義を持つとともに、それを基礎として今後も需要が増大すると考えられる大学における看護教員の育成支援のあり方を示すことによって、教育実践上の意義も持つととらえることができる。

本論文は大別すると 3 つの内容から構成されている。その第 1 は、研究主題を解明する

前提として必要な研究であり、その内容は研究対象についての前提的考察としての「看護教育の変遷と現状」「看護教員の現状と課題」についての考察と、研究方法についての前提的考察である「質的研究におけるライフストーリーとインタビュー」についての考察である。その第2は、本研究の研究主題について明らかにする「高等教育化時代における看護教員のライフストーリー」についての実証的研究である。その第3は、第2の実証的研究で得られた知見を基礎として著者の独自の考えに基づく「看護教員の育成支援に関する提言」である。

第1点である研究主題を考察する前提として必要な研究のうち、第1の内容は「研究対象」についての前提的考察である。「第1章 看護教育の変遷と現状」においては、日本における看護教育の歴史について、「明治期における看護教育」、「昭和時代を中心とした戦後の看護教育」、「高等教育化時代における看護教育」の3時期区分を設定して明らかにしている。3時期区分を設定することによって日本における看護教育の導入・改革・変化の過程を明確にすることに成功しており、その各々については簡潔かつ要点をとらえて明らかにしていることができる。筆者はこれらの歴史的な考察から、日本における看護教育の変化の基本的な方向を「看護教育の職業教育から学問的な教育への変化」ととらえ、それによつて看護教員は大学教員として看護学の実践・教育・研究を推進していく必要に迫られていると指摘している。さらに、「第2章 看護教員の現状と課題」においては、看護教育の変遷から見た看護教員のあり方の変化について明らかにしたうえで、現在の看護教員の現状と課題を厚生労働省・文部科学省・日本看護系大学協会などの示す資料を活用しながら明らかにしている。また、ここでは看護教員に関する先行研究についても明らかにしているが、本研究の主題に類する先行研究がほとんどないことを指摘している。これらの考察は本研究の研究主題を解明するうえで必要な前提的考察を行つてゐるものであるが、同時に本研究の主題について研究することの意義を示唆するものとなっている。

第1点である研究主題を考察する前提として必要な研究のうち、第2の内容は「研究方法」についての研究であり、「第3章 質的研究におけるライフストーリーとインタビュー」において考察・説明されている。本研究においては「質的研究」の一研究方法としての「ライフストーリー」法が採用され、その具体的な調査手法として「インタビュー」が採用されているが、その各々についての特質等を質的研究法についての方法論に関する先行研究やライフストーリー法を用いた実証的な先行研究から明らかにしている。その上で、看護教員がどのように看護教員として形成していくかを解明する研究方法として「人々の具体的な生活や経験をインタビューから引き出し、当事者の立場に立つて明らかにしようとする」研究方法が適しているとの研究方法選択の理由を示している。

「第4章 高等教育化時代における看護教員のライフストーリー」が本研究の中心となる実証的研究である。ここでは初めにこれまでの前提的研究をふまえて看護教員のライフ

ストーリー研究の必要性と、具体的な研究方法・研究課程について明らかにしたうえで、21名の大学看護教員に対する実証的研究の結果としてのライフストーリーと、さらにその中から特徴の異なる3名を抽出しての個別的なライフストーリーが明らかにされている。

21名の看護教員のライフストーリーについての実証的研究結果を総括して、経時的に「① 看護職への職業選択」（看護職を目指す、教員を目指す、など）、「② 臨床経験」（看護職としての姿を学ぶ、看護に専念して知見を拡大する、臨床経験を通して教訓を得る、など）、「③ 看護職から看護教員への移行」（大学教員となる、看護師から看護教員への移行、など）、「④ 看護教員になること」（大学教員として研鑽していく、組織にかかわる課題に取り組み適応していく、看護・看護学を拠り所として伝えていく、など）の4段階がライフストーリーにおいて重要な段階として存在することを明らかにしているが、これを明確にできたことは本研究の一成果である。これらの4段階を基本的な枠組みとして、より具体的には現在の大学における看護教員がどのような体験をし、どのように課題を乗り越え、現在に至っているのかを明らかにしている。

3名の看護教員についてのインテンシブなライフストーリー研究は、異なるライフストーリー上の特徴を持つ看護教員の典型例を選択して、より詳細に明らかにする意図を持つものである。しかし、その実証的研究の結果からは基本的に職業選択動機が異なっているものの看護教員として継続していること、形成過程は異なるものの中間にいたらなかつたことが共通する結果として導き出されており、ここから継続には職業選択動機や教員としての形成過程以上に職場環境の影響や個人の意向を重視する必要があることを導き出している。

この実証的研究は、看護教員自身の職業的社会化過程について、看護師としての職業的社会化過程、看護教員としての職業的社会化過程を含めて広く明らかにしており、これまで看護教員の教育実践に関する研究は多く見られたものの、これらの領域についての先行研究に乏しい現状に対して先駆的な意義を持つ知見を提供したものとして高く評価することができる。

「第5章 全体的考察」では、ここまで前提的研究と実証的研究の結果をまとめて示しているが、それらをふまえて、より重要な内容として「第4節 看護教員の育成支援に関する提言」を示している。その内容としては「看護教員の臨床経験を活用した支援プログラム」「新人看護教員に対する指導的教員の配置」というきわめて具体的・実践的な提言をあげている。この提言は実証的研究で明らかになった看護教員のライフストーリー研究から導き出されたものであるだけに、説得力に富み、教育実践上きわめて有効な提言であると評価することができる。

以上に記したように、本研究は研究主題の設定は看護教員の現状から考えて時宜を得たものであり、研究目的も適切に設定されている。本研究の主題についての解明の前提とな

る研究においては、研究主題の背景、研究方法についての考察も十分に行われ、研究主題の選択・研究目的の設定・研究方法の選択が適切であることが明らかにされている。これらの前提的考察をふまえて、本研究における独自の実証的研究も適切に実施されており、その結果についての集約・分析・考察も適切である。具体的には4段階を設定して把握するという看護教員の形成過程に関する著者独自の枠組みを設定することができており、これによって現在の大学における看護教員のライフストーリー、看護教員としての形成過程を明らか成功することに成功していると高く評価することができる。さらに、ここまで考察結果をもとに今後の看護教員の養成支援についての適切な実践的提言もなされおり、今後の教育実践に役立つ研究となっていると高く評価することができる。

よって、本研究は博士（教育学）の学位を授与するに十分価値あるものと認める。

2017年1月28日に全審査委員による論文についての口頭試問ならびに総合的な面接を実施、2017年2月25日に公聴会を実施、それらの結果を総合的に勘案し、慎重に審査した結果、審査委員全員一致で合格と判定した。